

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

H26年 4月 17日

都道府県知事
(市長) 兵庫県知事 殿

提出者

住 所 神戸市須磨区大池3-1-26

氏 名 坂井化学工業株式会社

代表取締役 坂井 幸嗣

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 078-732-2421

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	坂井化学工業株式会社 三木工場
事業場の所在地	三木市別所町小林244-1
計画期間	平成26年4月1日～平成27年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	1639 その他有機化学工業製品製造業
②事業の規模	製造品出荷額 16億円 (平成25年度実績)
③従業員数	27名 (平成26年4月時点)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<pre> graph LR A[会社からでる引火性廃液] --> B[特別管理産業廃棄物収集運搬業者へ] B --> C[特別管理産業廃棄物処分業者にて 中間処分： 混練による燃料化] C --> D[有償物として再利用] </pre>

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度(平成25年度)実績】

特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
排出量	58 t	t

(これまでに実施した取組)

分別による、洗浄用溶剤の複数回使用等
有価物として収集運搬業者に販売

② 計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
排出量	55 t	t

(今後実施する予定の取組)

分別による、洗浄用溶剤の複数回使用等
有価物として収集運搬業者に販売

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状

(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
引火性廃油：トルエン、MEKの分別(低粘度)
低粘度品、高粘度品の分別

② 計画

(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
引火性廃油：トルエン、MEKの分別(低粘度)
低粘度品、高粘度品の分別

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（平成 25年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) —		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（平成 25年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組) —			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組) —			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（平成 25年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) —		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) —		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（平成 25年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	全処理委託量	58 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	58 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 優良認定処理業者への処理委託 有償物として再利用・業者委託		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	全処理委託量	55 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	55 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 優良認定処理業者への処理委託 有償物として再利用・業者委託		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の処理に係る管理体制

責任者及び管理組織図

統括責任者	所属：生産部	役職・氏名：部長 細見 利則
廃棄物担当	特別管理産業廃棄物：生産部 産業廃棄物：生産部	生産2課 課長 三木 洋一 生産2課 同上
役割	安全衛生委員会	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、適正処理の推進、計画的廃棄物管理の検討 ・委員長：生産部長 ・委員：関連部署部課長 ・事務局：総務課
	廃棄物処理統括責任者	○廃棄物処理方針の策定 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物管理担当課長	○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○社員に対する教育・啓発
	廃棄物担当者	○廃棄物管理、改善策実施 ○廃棄物に関する啓発

廃棄物管理組織

